

# 居宅介護支援事業所「まかせて」重要事項説明書

( 令和7年 4月 1日施行 )

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話:024-586-3600

## 2 居宅介護支援事業所「まかせて」の概要

### (1)居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名称	居宅介護支援事業所「まかせて」
所在地	福島県伊達市霊山町掛田字西裏 20 番地 1 2F
事業者指定番号	0772000014
管理者・連絡先	大久保 大樹 ・ 024-586-3600 ・ 090-7072-6314
サービス提供地域	伊達市

### (2)職員体制等

〈 職 種 〉	〈従事するサービス種類、業務〉	〈人 員〉
管理者	管理業務およびケアプラン作成	1 名 (主任介護支援専門員)
介護支援専門員	ケアプラン作成	7 名
事務担当職員	事務業務	1 名

### (3)営業時間

月～土曜日	AM 8:30～PM 5:30
営業しない日	日曜日、祝祭日、12月31日から1月3日、8月14.15.16日

休日、営業時間外等何時でも 24 時間連絡可能です。上記連絡先にお電話ください。

### (4)担当する介護支援専門員は\_\_\_\_\_です。

介護保険に関することは何でもお気軽にご相談下さい。

## 3 利用者負担金

### (1)利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の担当窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

当事業所の居宅介護支援費 居宅介護支援費Ⅰ:要介護 1.2 10,860 円、要介護 3.4.5 14,110 円  
特定事業所加算Ⅱ:4,210 円

特別地域居宅介護支援加算 所定単位数の 15%

当事業所の介護予防支援費 介護予防支援費Ⅱ:4,720 円 初回加算:3,000 円

該当した場合にかかる加算 初回加算:3,000 円

入院時情報連携加算Ⅰ:2,500 円、入院時情報連携加算Ⅱ:2,000 円

退院・退所加算:(Ⅰ)イ:4,500 円 ロ:6,000 円

(Ⅱ)イ:6,000 円 ロ:7,500 円

(Ⅲ)9,000 円

緊急時等居宅カンファレンス加算:2,000 円

ターミナルケアマネジメント加算:4,000 円

特定医療介護連携加算:1,250 円

通院時情報連携加算:500 円

### (2)交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域においても、交通費は徴収しません。

## 4 当事業所のサービスの方針等

(1)事業者の介護支援専門員等は、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。

(2)利用者への支援にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが提供できるよう、居宅サービス計画を策定し支援を行います。

(3)事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 5 サービスにあたっての留意点等

- (1)サービス事業所等より提供された情報や介護支援専門員が把握した情報を主治医等へ必要に応じ提供します。
- (2)利用者が居宅サービス事業所を選定の際は、複数の事業所の紹介を行い、利用者より求めがあった時は、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を説明します。また、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (3)上記のサービスの質の維持向上のために職員の研修を実施いたします。

## 6 サービス利用の方法

### (1)サービス利用の開始

まずは、お電話下さい。当事業所職員がお伺いして、介護保険に関するご相談に応じます。お客様とご家族の意向に応じて、介護保険サービスの原案を作成させていただきます。原案に同意していただければ、契約の締結後、サービスが開始されます。

### (2)サービスの終了

- 1) 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業所に関する情報を利用者に提供します。
- 3) 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為(ハラスメント等を含む)を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
  - ・利用者が死亡した場合

## 7 緊急時の対応

サービスの提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	医療機関・主治医の氏名	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名 連絡先	氏名 連絡先

## 8 入院時における医療との連携

利用者が入院した場合は速やかに医療との連携をとります。入院した医療機関へ事業所名、担当介護支援専門員名を伝えて下さい。

## 9 虐待防止への対応

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 当該事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ③ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。(管理者 大久保 大樹)
- ④ 虐待等の発生防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合、その再発を確実に防止するための対策を検討するための虐待防止委員会を設置します。
- ⑤ 利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会、市町村等の適切な窓口へご案内する等の成年後見制度の利用支援を行います。

## 10 身体拘束防止に関する取り組みについて

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

- ① 事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。
- ② 前項の規定による身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。また、あらかじめ利用者またはその家族に、利用者の心身の

状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様および目的、身体拘束等を行う時間等の説明を行い、同意を書面で得よう努めるものとする。

- ③ 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、各事業所により検討会議を行う、また、経過観察記録を整備する。
- ④ 適宜、身体拘束委員会を開催する。

11 感染症予防及び蔓延防止の取り組み

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう下記の措置を講じます。

- ① 職員の健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を準備しています。
- ⑤ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情・虐待関連については、次の窓口にご連絡下さい。

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

所在地 福島県伊達市霊山町掛田字西裏 20 番地 1 2F  
 電話番号 024(586)3600  
 FAX 024(586)3603  
 ご利用時間 AM 8:30 ~ PM 5:30  
 窓口担当者 大久保 大樹、加藤 まさえ  
 対応責任者 大久保 大樹

(2) その他

市町村の相談・苦情窓口

市町村

TEL

福島県国民健康保険連合会 ( TEL:024-523-2700 ) に苦情を伝えることができます。

14 当法人の概要

法人名	医療法人 ゆう愛会
代表者名	理事長 小野木 太
所在地	福島県伊達市霊山町掛田字西裏 49 番地 1
事業概要	ゆう愛クリニック 居宅介護支援事業所「まかせて」 居宅介護支援事業所「りんどう」 指定通所リハビリテーション事業所「リハビリセンター掛田」 指定訪問看護事業所「掛田訪問看護ステーション」 「掛田訪問看護ステーション サテライトだて」 指定訪問介護事業所 ヘルパーステーション「かあさん」 認知症対応型通所介護事業所「かけだの家」「新田の家」「さくらの家」 指定小規模多機能型居宅介護事業所「よりどころ」「よすが」 認知症対応型共同生活介護「グループホーム掛田」 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「向日葵」 指定就労継続支援 B 型事業所「梁川ふれ愛ガーデン」 地域密着型通所介護事業所「介護予防センター掛田」 指定生活介護事業所「らる樹」

本書面に基づいて、居宅介護支援事業所「まかせて」の重要事項の説明をしました。

「事業者」

住所 福島県伊達市霊山町掛田字西裏 20 番地 1 2F

事業者名 居宅介護支援事業所「まかせて」

説明者



㊞

私は、居宅介護支援事業所「まかせて」の重要事項の説明を受け同意しました。

「利用者」

住所

氏名

㊞

「代理人」

住所

氏名

㊞

利用者との続柄( )